

平成29年第8回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成29年8月25日（金） 13時34分開会
15時23分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 2階 中会議室

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	長山 君代
教育総務課長兼学校給食センター所長	下吉 龍一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
指宿商業高校事務長	満石 知
教育総務課参事兼学校整備室長	前薮 佳生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 報告第16号 時遊館COCCOはしむれ特別企画展の特別観覧料の設定について
 - ・ 日程第2 報告第17号 「いぶすき西郷どん館」観覧券の優待券認定について
 - ・ 日程第3 報告第18号 外国語指導助手の任命について
 - ・ 日程第4 議案第28号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第5号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について
 - ・ 日程第5 議案第29号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について

- ・日程第6 議案第30号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第7号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について

- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成29年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録について、お諮りいたします。

平成29年第7回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を七夕委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますのでご覧ください。

夏休みに入ってから、様々な事業がございました。1番目の第39回指宿市・人吉市子ども会交歓会が、7月27日に池田湖畔で実施されました。1泊2日の交歓会でございます。池田湖でカヌーまたはバナナボート等の体験をして、大変良い経験になったのではないかと思っております。参加者は153名ということでした。

3番目のシルバー美術展でございますが、7月30日からお盆明けの8月16日までの期間、COCCOはしむれで行われました。表彰式の概要ですが、総出展者数は145名で、その中には委嘱作家の13名も含まれております。出品作品としては174点で、委嘱作家の作品13点も含まれております。シルバー美術展ということで年代別に見ますと、70歳代が55名ということで一番多く、最高齢者は97歳、平均年齢は75.7歳というような状況でございます。

4番目の、市民対話集会「みんなで語る会」がスタートしております。現在、指宿校区と今和泉校区が終わり、川尻校区が8月28日の月曜日に行われます。その他の校区については、今後また報告をさせていただきたいと思っております。

5番目の千歳交流事業です。夏季交流と冬季交流があるわけですが、夏は千歳から指宿に来て体験をし、冬は指宿から千歳に出かけて体験をするという事業です。8月4日から7日までの3泊4日でありましたが、台風5号が襲来しており、担当課では大変ご苦労をいただきました。このような中でも大まか予定どおりの体験ができたということで、喜んで帰っていただきました。開聞山麓でのふれあい活動、唐船峡そうめん流しでの食事、砂むし入浴体験は行えましたが、海洋スポーツとして計画していた海でのカヌー体験の水遊び等ができなかったのが少し残念でした。参加者は、両市からそれぞれ16名の小学校6年生、引率者3名ということで、喜んで帰っていただいたところです。

7番目の第49回かいもん夏祭り。山の日8月11日に実施されましたが、天気も大変良かったということもありますし、11・12・13日と連休であったということもあったのか、たくさんの人出があって、賑やかな夏祭りになったところです。地域の方々が駐車場係等をしてくださり、色々な面で協力し合いながら、開聞地域の力を感じさせる夏祭りで行いました。

8番目の市の青少年海外派遣事業です。オーストラリアのロックハンプトン市に、中学生10名、高校生10名、引率者2名の計22名が8月17日から出かけております。グラマースクールという学校に、ホストファミリーの人たちと一緒に登校して授業等を受けたり、交流を図ったりしてはいたしましたが、現在はその交流が終わりましてロックハンプトンを離れて帰路についています。27日の日曜日、14時頃に中央公民館に帰ってきて帰着式をする予定でございます。

その他の項については、お目通しさせていただきたいと思っております。以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開等についてお諮りいたします。

本日の日程第1及び日程第2の報告は公開で、日程第3から日程第6までの報告及び議案については、人選に関する案件、市議会提出前の議案に関する案件でありますので、非公開での取扱いとしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、日程第1 報告第16号「時遊館COCCOはしむれ特別企画展の特別観覧料の設定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第1 報告第16号 時遊館COCCOはしむれ特別企画展の特別観覧料の設定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則第11条の規定に基づき、時遊館COCCOはしむれ特別企画展の特別観覧料を別紙のとおり設定したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものです。

資料の4ページをお開きください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第6条では観覧料について定めております。観覧料には、時遊館COCCOはしむれ2階に開設されている常設展示室を見学する場合の観覧料と、それ以外の観覧料を教育委員会規則等で定めることができるとなっております。

お示しの表は、2階の常設展示室の観覧料であります。これ以外に第6条第3項においては、「時遊館が企画する特別展示の資料等を観覧しようとする者は、教育委員会規則で定める額の特別観覧料を納めなければならない」との定めがあります。これを受けて、「指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則」第11条で、「条例第6条第2項及び第3項の規定による特別観覧料は別表のとおりとする。」との規定があるところです。

時遊館COCCOはしむれでは、大河ドラマ「西郷どん」放映と明治維新150年に合わせて、特別企画展の開催を予定していることから、特別観覧料等の設定は、別表(第11条関係)区分の「特別企画展等」に該当し、対象者、観覧料については「教育委員会が別途定める」となっていることから、3ページの「別紙」のとおり定めたところであります。

なお、特別企画展の観覧料は、本来であれば、教育委員会に議決事項としてお諮りすべきところではありましたが、関係機関等の調整が必要であったことから、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、特別観覧料を設定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

3ページをご覧ください。また、本日配布しましたカラー刷りのパンフレットも併せてご覧いただきたいと思っております。

指宿市考古博物館時遊館COCCOはしむれの2階特別展示室では、大河ドラマ「西郷どん」放映と明治維新150年に合わせて、平成29年10月14日から平成31年3月17日までの約1年6ヶ月の期間、「特別企画展 『西郷隆盛と海洋国家薩摩』 ー明治維新へ指宿が果た

した役割」の開催を計画しています。この「特別企画展」の特別観覧料を、大人個人 200 円、小人個人 100 円に定めたところです。なお、大人には、高校生・大学生を含み、小人は、未就学児を除く小学生・中学生になります。

この特別企画展は、平成 30 年 1 月 12 日から平成 31 年 1 月 14 日までの約 1 年間は、時遊館 COCCO はしむれの 1 階講堂に設置される「ドラマ館」と一体として、「いぶすき西郷どん館」として位置づけられますので、「いぶすき西郷どん館」の開催期間中における「特別企画展」の特別観覧料については、大人個人は 150 円、小人個人は 100 円、20 名以上の団体あるいは家族で入場される場合は、大人団体料金・家族割料金 100 円、小人団体料金・家族割料金 50 円に定めたところです。また、今回新たに家族割料金を設定しているところがございます。

表にお示ししてありますように、平成 29 年 10 月 14 日から平成 30 年 1 月 11 日までと、平成 31 年 1 月 15 日から平成 31 年 3 月 17 日までの間につきましては、常設展示室を同時に観覧する場合は、特別企画展特別観覧料は無料と定めたところです。この設定により、別表第 1 に掲載の常設展示室観覧料で、特別企画展まで観覧いただけます。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

西郷どんの大河ドラマ放映に伴いまして、関係者で実行委員会を組織し、実行委員会で、COCCO はしむれに「いぶすき西郷どん館」という館を設置して、PR 活動を兼ねて取り組んでいこうということでございます。そういう関係もあって、実行委員会等に提案し、ご意見をいただくために、料金等を先に定めさせていただきましたので、その報告をさせていただきました。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理人)

この家族単位での入場者というのは、どのように判定をしていくのでしょうか。

(中摩課長)

家族単位での割引でございますが、親子で来られた場合、お孫さんと来られた場合、ご兄弟で来られた場合等について、自己申告に基づき、チケット販売をする方向で検討しております。

(西職務代理人)

自己申告ですか。

(中摩課長)

申告に基づき、割引を適用いたします。

(西職務代理人)

説明のあった期間内に常設展示を観る場合は、特別観覧料は無料にしますよということですが、常設展示場を観る金額で、特別企画展も全部観られますという捉え方ですか。

(中摩課長)

はい、そうです。

(別府委員)

同じ施設の中で特別企画展をロングランで1年半くらい行っていただきますが、その中で、ドラマ館というのも1年間くらいあります。このほか、常設展示もあって非常に複雑な料金体系になっています。別紙の参考資料を見てみると、2階の特別企画展は、ドラマ館がない期間は200円。次の項に出てきますが、西郷どん館の期間は特別割引で150円という扱いになっています。例えば、大人個人で見た場合、510円で入館し西郷どん館がない場合は、特別企画展は無料で観られ、常設展示展と特別企画展を合わせて510円で全部観られますということになります。西郷どん館がある期間は、後で出てきますが、優待割引があるので400円になり、特別企画展も安くなり150円、合わせて見ると550円になります。この間は、40円高くなるという部分がありますが、こういったのは調整の必要があるのではないのでしょうか。

非常に料金が分かり難いのですが、私たち観光事業者は、受け入れをして案内する立場として、できれば料金を分かりやすく案内できる方が非常にいいのです。期間中に高くなっているというのが関係者は分かるが、一般の人はCOCOはしむれの中で、別な企画展がこの期間だけありますというのも、なかなか分かり難かったりするので、こういった調整をできればしていただけないかなと思うことです。

(中摩課長)

報告17号の方に、西郷どん館の観覧料提示時の優待観覧料が出てきます。後ほど合わせて説明という形でよろしいでしょうか。

(別府委員)

そうですね。次で質問すべきか私も迷ったのですが、報告17号が前提になった上での料金体系の扱いという話なのでそちらをお願いします。

(西森教育長)

次の報告17号での検討課題として進めさせていただきます。

お客様にできるだけ気持ちよく観覧していただきたいということで、鹿児島市にできる「西郷どん館」の入館料も勘案しながら、指宿の「西郷どん館」の入館料をワンコインで設定しています。内容的には3つの展示場所があって、その割合をどうするのかと随分検討をしていただいたところです。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 報告第16号は、終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第2 報告第17号「いぶすき西郷どん館」観覧券の優待券認定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第2 報告第17号「いぶすき西郷どん館」観覧券の優待券認定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをお開きください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第11条及び同条例施行規則第10条第1項第10号の規定に基づき、「いぶすき西郷どん館」観覧券を優待券と認定したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

6ページの資料をご覧ください。

時遊館COCCOはしむれの観覧料を減額又は免除できる場合として、指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則第10条第1項第10号で「時遊館の入館者の増加及び市の観光振興に資することを目的に発行することを教育委員会が認めた優待券等を提示した場合」に、観覧料の減額等は「優待内容に基づく金額」と規定されています。

このことにより、「いぶすき西郷どん館」観覧券の優待券認定と、「優待内容に基づく金額」について、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、認定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

いぶすき西郷どん実行委員会では、大河ドラマ「西郷どん」放映に合わせて、平成30年1月12日から平成31年1月14日までの期間、時遊館COCCOはしむれ内に「いぶすき西郷どん館」を設置する計画であります。これに伴い、「いぶすき西郷どん館」の観覧券を教育委員会が認める「優待券」と定めたところです。

また、優待券を提示した場合、その優待内容に基づく常設展示室の観覧料を表にお示しのとおりとしたところです。参考の欄は、通常時の常設展示室の観覧料ですが、比較してご覧いただければ、大人個人は510円を400円に、高校・大学生個人は410円を300円に、小・中学生個人は300円を200円にしたところです。また20名以上の団体や家族で入場される場合は、大人団体料金・家族割料金として410円を350円に、高校・大学生団体料金・家族割料金として300円を250円に、小・中学生団体料金・家族割料金として200円を150円にそれぞれ減額することに定めたところです。

なお、優待券の認定期間は、「いぶすき西郷どん館」が設置される平成30年1月12日から平成31年1月14日までの期間となります。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

(中摩課長)

先程、別府委員がご指摘された件でございますが、お手持ちの資料で再度説明させていただきます。ドラマ館がオープンする前に、常設展示観覧券を大人個人が購入しましたら510円になります。それを購入した場合は、特別企画展を無料で観ることができます。したがって、常設展示の観覧と特別展示の観覧を同時にすれば、510円で観ることができることになります。

一方、ドラマ館がオープンした場合、西郷どん館の観覧券が大人個人500円となり、その中に特別展示室の料金150円が含まれています。2階の常設展示室に行きますと、大人個人が400円へ割引になります。しかしながら、150円+400円で550円となることで、ドラマ館がない時は、常設展示室と特別展示室を510円で観覧できたのが、ドラマ館が始まると常設展示室と特別展示室で550円と割高になるというご指摘でした。

この件につきましては、できるだけ割引サービスをするように、微調整をしてきたところではありますが、ご指摘のとおり、西郷どん館がある期間は、お支払いになる金額が40円高くなってしまいう現状でございます。この期間に値上げするののかという形になっておりますので、ご指摘のとおりでございます。

(別府委員)

結果的に、西郷どん館がある期間は高くなってしまいうということですから、今後、検討する必要があるのではないかなと思っております。

(中摩課長)

ありがとうございます。報告案件でございますが、また事務局でも検討させていただきます。

(西職務代理者)

鹿児島市のドラマ館の入場料はおいくらなのですか。

(中摩課長)

鹿児島市は、ドラマ館単体で600円となっております。

(西森教育長)

鹿児島市は単独なのですね。指宿は3つの展示があります。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2 報告第17号は、終了いたします。

議 事 (非公開)

日程第3 報告第18号

「外国語指導助手の任命について」

日程第4 議案第28号

「平成29年度指宿市一般会計補正予算(第5号)に係る議案(教育委員会関係分)

に関する意見の申出について」

・・・原案同意

日程第5 議案第29号

「平成29年度指宿市一般会計補正予算(第6号)に係る議案(教育委員会関係分)

に関する意見の申出について」

・・・原案同意

日程第6 議案第30号

「平成29年度指宿市一般会計補正予算(第7号)に係る議案(教育委員会関係分)

に関する意見の申出について」

・・・原案同意

提案の説明をお願いします。

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

(下吉課長)

教育総務課から報告が1件ございます。

先月、開催されました第7回定例教育委員会の日程第3 議案第26号 指宿市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱につきまして、議案の同意をいただいたところですが、外部評価を行う対象事業の名称に一部修正がございます。

別紙「平成29年度教育委員会の事務の点検・評価制度 評価対象事務事業一覧」をご覧ください。

今年度は、教育総務課、学校教育課、社会教育課の事業につきまして事務の点検・評価を行います。表内に示しますとおり、社会教育課の事業名称を「市PTA連合会、市文化協会、市子ども会育成連絡協議会、市地域女性団体連絡協議会、市青年団連絡協議会、市生活学校運動連絡協議会等団体の援助及び活動推進」から「社会教育関係団体の援助及び活動推進」へ名称を修正いたします。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

(西森教育長)

対象事業名を、そこにお示ししてある社会教育関係団体にまとめたということです。
ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

次に移ります。

(前菌室長)

「望ましい学校づくり基本方針（素案）」をまとめましたので、その件と住民説明会についての説明をさせていただきたいと思います。

(西森教育長)

それでは、説明をしていただく前に私の方からですが、「小中一貫教育」に関するスケジュール（素案）を資料として準備しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

表の2段目に、市教育大綱、市教育振興基本計画、小学校の新学習指導要領、中学校の新学習指導要領と、4項目について並べてございます。この4項目の実現を図っていくためのスケジュールをお示ししてございます。

左側2項目の大綱と基本計画については、平成27年度に5年を目途にした計画を立ててございます。平成28年度は周知徹底を図り、今年度から確実な実施ということで取り組んでいるところです。その中で、重点項目の中に8項目ございましたが、8番目に学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくりという重点項目を掲げました。これが5年を目途にしておりますので、平成32年度までにはこのことを何らかの形あるもの、実効性のあるものにしていかなければならないということで、計画を進めているところであります。平成32年度が最終年度ですが、この年にはそれぞれの大綱、基本計画の総括をして、また新たに教育振興基本計画を策定していくスケジュールになるのではないかなと思っております。

右側の学習指導要領に関することですが、平成29年3月末に学習指導要領の改訂が公示されました。現在、この改定内容について、その主旨等を徹底して理解し、移行措置期間というのが始まっていきますので、その準備を進めているところです。移行措置期間にすること

としましては、まだ教科書が新しくできていないわけですが、教科書のない部分については、積極的に前倒しで取り組んでいくというのも指導がありましたので、総合的な学習の時間として、例えば、「いぶ好き『ふるさと学』」の研究・計画、また外国語が小学校3・4年生から始まりますが、本市では小学校1年生からできないのかなということ考えて、研究をしていただいているところです。推進体制として、学校内での推進体制、中学校区内での推進体制、市の段階の推進委員会、そういうものも準備していかなければならないのかなと思っております。これが本年度の取組です。

平成30年度からは、小学校も中学校も新学習指導要領の移行期間ということで、新しい指導要領を踏まえた教育活動を展開していくこととなります。小学校が平成30・31年度と2年間かけて移行を行い、平成32年度から全面实施。中学校は平成30・31・32年度と3年かけて、全面实施に移っていきます。なぜ1年違うかという、教科書が新しくできる関係で、小学校が1年早く教科書が策定されて、採択が決まるということです。そういうことから、小中一貫教育の学習指導要領の改訂に伴う、指導計画の作業と一緒に進めた方が効果的であろうということ考えております。このことから、平成32年度の小学校の全面实施を目途にして、施設分離型ではございますが、小中一貫教育を実施していく計画です。資料に一部ということを書いてありますが、これは次の年から中学校が全面实施になりますので、一部という表現にしてあります。

平成32年度のこの時点では、山川・開聞・指宿地域は今の形のまま、学校としては小中一貫教育を実施することになります。平成33年度は中学校も全面实施になることから、学校再編も踏まえた施設分離型の小中一貫教育を実施していきたいと考えます。その時点では、開聞・山川地域にそれぞれ、1小学校、1中学校に再編ができたということ、今は計画を進めて、市民の意見をお聞きしたいと思っておりますのでございます。市民の皆様方に説明をしていくための「学校づくり基本方針」を今の時点で素案としてまとめましたので、整備室からその素案について説明をいただきたいと思っております。

(前室長)

今回、望ましい学校づくり基本方針（素案）をまとめさせていただきました。素案をまとめるにあたりましては、指宿市望ましい学校づくり推進委員会のご意見もいただいたところございます。今後は、この素案をもとに住民説明会を開催する予定にしております。

素案の内容について、本日お配りしました「指宿市望ましい学校づくり基本方針（素案）」をご覧ください。なお、前もってお送りした資料につきましては、もう少し精査が必要であったため、委員会終了後、回収させていただきますのでご了承ください。

それでは、説明をさせていただきます。

「1 はじめに」の「(1) 学校規模の現状と課題」では、市内の小中学校の学校規模の現状をお示したうえで、11行目から、「学校教育の目的は、児童生徒が一定の集団の中で様々な考え方に触れ、協力し合い、切磋琢磨して「生きる力」を身に付けていくことであり、そのためには、ある程度の学校規模を確保することが必要です。」「今後の児童生徒数を国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の推計をもとに独自に試算したところ、20年後（2037年）には、現在の児童生徒数と比べて約3割の減になる見込みです。児童生徒数が減少して

いく中で、小中学校の学校規模は縮小の一途であり、学校規模の適正化は重要な課題となっています。」としています。

「(2) 小中一貫教育の導入」の部分では、「6・3制」の小中学校制度導入から、70年が経過し、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化したこと、子どもの成長が2～3年早まっている中で、義務教育9年間を見通した一環教育が必要とされていることを取り上げ、下の2行目から「小中一貫教育は、社会環境の変化、子どもたちの発達の変化に対応し、義務教育9年間を通して、学力向上、いじめ、不登校など教育上の諸問題を解決するためのひとつの方法であり、新しい時代に対応した教育として、全国的にも、また県内においても、年々拡がりを見せており、その成果が認められています。」とし、4行目の「このようなことから、本市においても、様々な教育的課題を解決するためのひとつの方策として、市内の全小中学校で、小中一貫教育の導入を推進していくことにします。」としています。

「(3) 望ましい学校づくりの検討」では、これまでの経過に触れた後、この素案の位置付けとして、最後の2行で、「この基本方針(素案)は、その後の検討結果を踏まえ、教育委員会が考える望ましい学校づくりについて方向性を定めたものです。」としています。

「2 本市の望ましい学校づくり」から本題に入ります。まず、(1)では、望ましい学校づくりと学校再編の関係を2つの視点で、「ひとつは、子どもたちが共に学び合い、高め合って、生きる力を育てていくための環境づくり、つまり学校規模の適正化を目指した学校再編、もうひとつは、全市的に小中一貫教育を導入するにあたってのよりよい環境づくり、つまり効果的で効率的な小中一貫教育を実施するための、校区再編も含めた学校再編です。」としています。

次のページ、「(2) 学校再編の基本的な考え方」では、市が目指す適正規模を示したうえで、6行目の「今後ますます児童生徒数が減少していく中で、学校再編は、中長期的な視点に立って考えていかなければなりません、当面の課題は学級数が学年数を下回る過小規模校の解消にあります。過小規模校では、2学年が1学級で授業を受ける複式学級があり、授業時間の約半分が自学(相互学習)の時間となるなどの課題が多くあり、早急な解消が求められています。」としています。

一方、小中一貫教育は、施設一体型小中一貫教育と施設分離型小中一貫教育があり、小中間で移動時間がなく、打ち合わせが容易に行える施設一体型が最も効果的であり、施設分離型においても、5段落目になりますが、「施設分離型は、基本的に1中学校とひとつ又は複数の小学校を単位として行うことにはなりますが、中学校と小学校が近距離に位置すること、また、1中1小を単位として行うことにより効果的に実施できます。」としました。

また、学校と地域と関係について、「学校は地域コミュニティの核として、地域と深い繋がりや歴史があります。学校再編により地域から学校がなくなった場合、学校と地域が連携して実施してきた活動をどのように継承し、発展させるか、地域の実情に即して考えなければなりません。」として、学校再編における3つの基本的な考え方を示しました。1つ目が、「中長期的視点に立ちつつ、当面の課題を解決、過小規模校の解消をするための学校再編を行う。」2つ目は、「小中一貫教育をより効果的、効率的に実施するための学校再編を行う。」3つ目に、「これまでの学校と地域の活動を継承し、発展させることを考慮した学校再編を行う。」という基本的な考え方を示しました。

次に「3 小中一貫教育導入と各地域における学校再編」で、具体的な構想、方向性を示してあります。「(1) 小中一貫教育の導入」については、「小中学校の次期学習指導要領への移行又は完全実施を考慮したうえで、「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」の最終年度である平成32年度を目途として、市内全ての小中学校に導入する」としました。

「(2) 指宿・山川・開聞地域の各地域における学校再編では、大きなくりとして、「各地域における学校再編については、小中一貫教育の導入時期を見据えながら、全ての小中学校が過小規模校又は小規模校に該当する開聞・山川地域の学校再編を先に行うこととします。」とし、「開聞・山川地域」と「指宿地域」の2つに地域を分けて、方向性を定めています。まず、「①開聞・山川地域」の方向性については、学校のあり方について考える会の「開聞・山川地域は再編が必要と考えており、小中一貫校の設置を望んでいることがうかがえる。」と2年間の検討結果から、今年3月にまとめた中間報告では、その有効性を認めながらも、様々な検討課題も掲げているところでございます。

そして、課題を解決していくには相当な期間を要することが想定されることから、下5行目から、「学校再編は、今いる子どもたちのための望ましい教育環境を実現するため、当面の課題を解決しなければなりません。このことから、開聞・山川地域の学校再編は、基本的な考え方にに基づき、次のとおり方向性を定めます。ただし、施設一体型小中一貫校の新設については、今後も引き続きその可能性について、調査研究を進めていきます。」としまして、2つのそれぞれの地域の方向性を定めております。まず、開聞地域では「平成33年度を目途に、2小学校を既存校1校に再編し、開聞中学校との施設分離型小中一貫教育を推進します。」としております。また、山川地域では「平成33年度を目途に、4小学校を既存校1校に再編し、山川中学校との施設分離型小中一貫教育を推進します。」としています。

次のページが「指宿地域」です。指宿地域では、西指宿中学校区の小中学校の現状に課題があること、また、効果的に小中一貫教育を実施していくうえで、2つの中学校に進学する柳田小学校区を取り上げながら、下2行で、「しかしながら、地域を含めて具体的な検討が進んでいないことから、指宿地域は、次のとおり今後の方向性を定めます。」として、次の2つの方向性を示しました。まず、西指宿中学校区は「過小規模校の解消と効果的・効率的な小中一貫教育の実現に向け、今後検討を進めます。」とし、北指宿中学校区及び南指宿中学校区は、「効果的・効率的な小中一貫教育を実施するため、柳田小学校区の通学区域の変更等について、今後、関係機関と協議しながら検討を進めます。」としたところでございます。

次に「4 学校と地域が連携した教育環境づくり」では、学校と地域が希薄化しないよう、「コミュニティスクール」の充実やふるさと学習の充実、学校と地域の交流活動の推進、PTA活動や郷土芸能の伝承活動を通して、子どもたちが地域の一員として、地域の担い手となれるよう支援していくことにしています。

「5 学校再編による課題への対応」としましては、大きな課題として、通学方法と学校跡地の利活用をあげています。「(1) 通学方法」では、「スクールバスをはじめ、市内循環バス、路線バスを有効に活用し、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、バス通学に起因する課題の解決に向けた検討を進めます。」「また、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないように、対策を講じることとします。」とし、次のページ、「(2) 学校跡地の利活用」に

については、「どのように地域づくりに生かしていくかを最優先に考え、その活用や管理のあり方について地域の要望等を踏まえながら、今後協議していくことにします。」としました。

それから、「6 方針策定後の検討事項」について、開聞・山川地域では、「この方針に基づく再編を円滑に推進し、開校に向けての準備を進めるため、平成30年度以降、保護者や地域の代表、学校代表等で構成する「再編準備委員会（仮称）」を地域ごとに設置します。」として、先程の通学方法、跡地利用も含めて、具体的な事項について協議するとしています。また、指宿地域においては、「今後とも、保護者や地域の意見を聞きながら、調査研究していくこととします。」と、留めているところでございます。

最後に、「7 おわりに」で、「学校再編と小中一貫教育は大きな変革を伴うことから、保護者や地域に大きな影響があります。取組を進めるにあたっては、保護者はもとより市民の理解と協力を得ながら進めていくことが大事です。」「この基本方針における学校再編と小中一貫教育の具体的な内容については、今後も地域の要望等を聞きながら検討していくこととします。」としているところでございます。

以上が素案の説明でございますが、この素案を踏まえてスライドを作成し、住民説明会では、そのスライドを用いて説明をする予定です。住民説明会の日程は別紙をご覧ください。

10月初旬から11月中旬にかけて、12小学校区と5中学校区の17会場で行うことにしております。10月5日が最初で、開聞校区から始めまして、最後が11月16日の西指宿中学校区となっております。この日程は、広報いぶすき9月号お知らせ版に掲載いたします。なお、住民説明会に先駆けて、9月には、各小中学校のPTA役員、保育園・幼稚園の保護者代表を対象にした事前説明会も開催する予定です。

以上で説明を終わります。

(西森教育長)

ようやく、素案を市民の皆様にお示しする段階にきているところでございます。これが最終的なものではございませんけれども、今の時点で、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

基本方針（素案）としましては、4ページに書いてありますように「ア 開聞地域では」「イ 山川地域では」という、地域ごとでよろしいのでしょうか。

(前園室長)

はい、そのとおりです。

(七夕委員)

平成28年度の間接報告には、随所に「開聞・山川地域は再編が必要と考えており、小中一貫校の設置を望んでいることがうかがえる。」と書いてあります。推進委員会を立ち上げまして、意見をもらい、今まで検討してきたわけですが、この分離型一貫校につきまして、推進委員会では賛同を得られたということよろしいのですか。

(前園室長)

これについての異論はございませんでした。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

(七夕委員)

スケジュールについてですが、指宿地域は従来のままの形態を進めていくと書いてありますけれど、指宿地域はいつ頃、山川・開聞と同じような形にすると考えていらっしゃいますか。

(前園室長)

今のところ、時期的なものはありません。もう少し、地域の中で議論が必要なのかなど。そういった中で何か引き出せれば、形ができるのかなと思っております。

(西森教育長)

このような素案をもちまして、先程ありましたスケジュールに則って、説明会を開催してまいりたいと思います。その際には委員の皆様方にも出席をいただいて、市民の生の声をお聞きいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成29年第8回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。